

みんなからの陳情はこうなりました

9月定例議会で常任委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定しました。

陳情の件名	陳情者等	委員会の意見	付託委員会名	審査結果
『協同労働の協同組合法(仮称)の速やかなる制定を求める意見書』採択に関する陳情	鳥取市国府町新通り1丁目113 「協同労働の協同組合」法制化をめざす市民会議準備室 事務局 西村 武志	様々な社会問題を解決する一つの手段として「協同労働」の法整備を求める陳情。 多様な働き方をもたらすものとして、採択4人、不採択2人で採択と決した。	総務常任委員会	採択 採択した陳情は、以下のとおり意見書を提出しております。
2010年度国家予算編成において、教育予算拡充を求める陳情	米子市博労町4丁目352 鳥取県教職員組合 西部支部 支部長 内田浩文	子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会基盤づくりにとって重要なことではあるが、陳情事項の第3番に奨学金制度を「貸与」から「給付」方式に改正することについて、現制度との整合性、現制度の利用者への対応など問題が多いとして、採決の結果、採択1人、趣旨採択1人、不採択3人で不採択と決した。	教育民生常任委員会	不採択

「協同労働の協同組合法」の速やかな制定を求める意見書

日本社会の急速な少子・高齢化は、様々な課題を日本社会に投げかけ、新たなライフスタイルと、それを支える社会システムの構築が求められています。とりわけ、年金・医療・福祉などの社会保障制度は勿論のこと、労働環境にも大きな変化の波が押し寄せ、働くことによる困難を抱える人々の増大が、社会問題となっています。また、2000年以降の急速な構造改革により、経済や雇用、産業や地方など、様々な分野に格差を生じさせました。とりわけ労働環境の問題は深刻さを増しています。失業と合わせて「ワーキングプア」「ネットカーフェ難民」「偽装請負」など、新たな貧困と労働の商品化が広がっています。また、障害を抱える人々や社会との繋がりがつくれない若者など、働きたくても働けない人々の増

大は、日本全体を覆う共通した地域課題です。

こうした課題を解決するため、市民自身が協同で地域に必要な仕事を自ら起こし、社会に貢献する喜びや尊厳を大切にして働き、人と人とのつながりとコミュニケーションの再生を目指す、自立的で新しい働き方が今、日本の社会に着実に広がります。労働者協同組合(ワーカーズコープ)、ワーカーズコレクティブ、農村女性ワーカーズ、障害者団体など「協同労働」という新しい働き方を求めている団体や人々を含めると10万人以上存在すると言われています。しかししながら、「協同労働の協同組合」の制度を承認する他のG7各国と異なり、働く人、利用者及び支援者が協同して新しい事業とその経営組織を生み出そうとする法制度を承認し、また振興する法の仕組みがありません。

同組合」(フランス)等という名称の法律となり、失業や社会的排除、貧困に苦しむ市民や仕事を求めている人々にとって、仕事おこし、地域再生を

する道を開くものです。

上記の理由により、国

会においても、社会の実

情を踏まえ、少子・高齢

社会に対応する有力な制

度として、「協同労働の協同組合法」の速やかな制定をお願いします。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

これらの活動の社会的意義をふまえ、日本においても「協同労働の協同組合」の法制度を求める

取り組みが広がり、8,000を超える団体がこ

の法制度化に賛同し、国会

でも超党派の議員連盟が発足して法制度化の検討が

始まりました。

誰もが「希望」と「誇り」を持ち、「安心」と「豊かさ」を実感できるコミ

ニティをつくり、人との「つながり」や社会との「つながり」を感じら

れるという、新しい働き

方の必要性が高まっている

これに基づく非営利の事

業体は、住民の自発性と

主体性を基盤に、新しい

公共と市民自治、まちづ

くりを創造するものであ

り、働くこと・生きること

とに困難を抱える人々自

身が、社会連帯の中で仕

事をおこし、社会に参加

する道を開くものです。

上記の理由により、国

会においても、社会の実

情を踏まえ、少子・高齢

社会に対応する有力な制

度として、「協同労働の協同組合法」の速やかな制定をお願いします。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。